

自動二輪車・原動機付自転車通学規程

運営委員会

平成23年4月1日制定

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、愛知東邦大学学生による自動二輪車（以下「自二」という）及び原動機付自転車（以下「原付」という）の通学に関し必要な事項を定める。

第2条 自二または原付に乗用し通学しようとする学生は、次の各号に示す条件をすべて満たしている場合に限り、本学駐輪場の利用を申請し、許可を受けることができる。

- (1) 免許取得後、無事故無違反であること
- (2) 保証人の同意があること
- (3) 自二・原付のマフラーがノーマル・マフラーであること

第3条 本学近辺に自二または原付を駐輪し、通学しようとする学生は、次の各号の一に該当する書類を持参の上、学生・キャリア支援課に届け出るものとする。

- (1) 私営等の駐車場を借り上げて駐輪している学生については、そのことを客観的に示す書類
- (2) 許可を得て知人等の占有する場所に駐輪している学生については、そのことを客観的に示す書類

第4条 本規程第2条、第3条に該当する学生は、自二・原付あるいは駐輪する場所に変更があった場合には、その都度申請、もしくは届け出なければならない。

第5条 自二・原付で通学する学生、自二・原付に対しては、事故証明書等の各種書類を一切発行しない。

第6条 通学途上及び駐車に関わる事故、盗難等については、自己の責任において処理するものとする。

第7条 本規程第2条により駐輪場利用の許可を受けた学生について、次の各号の一に該当する事態が生じた場合は、許可の停止または取消を行う。

- (1) 卒業、退学および休学した場合
- (2) 許可要件がなくなった場合
- (3) 免許停止または取消等の行政処分を受けた場合

第8条 法律や社会的規範を軽んじ、違法行為、迷惑駐車をした学生に対しては、学則第43条に基づき、別に定める「自動車通学等に関わる規則・罰則」を適用する。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日よりさかのぼって施行する。

- 2 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会に変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。